

当基準は令和4年4月1日以降の対応について定めているものです。

令和4年4月1日版

平塚市介護予防・日常生活支援総合事業における 従前の訪問・通所介護相当サービス基準

1 サービスの概要等

(1) サービスの概要

平塚市における介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）の従前の訪問・通所介護相当サービスの概要は次のとおりです。

名称	概要	サービス提供者
従前の訪問介護相当サービス	旧介護予防給付における介護予防訪問介護と同等のサービス（老計10号に規定された身体介護と生活援助）を提供するものです。	指定事業者
従前の通所介護相当サービス	旧介護予防給付における介護予防通所介護と同等のサービスを提供するものです。	指定事業者

(2) 基準

当基準に特段の定めがない事項については、「地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知別紙）」及び「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知別紙）」に規定のとおりとします。

(3) サービス利用者の考え方（事業対象者）

総合事業の訪問型サービスと通所型サービスの対象者は要支援認定を受けた方と事業対象者です。

【事業対象者の概要】

対象	主に高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）が実施する基本チェックリストに該当した方が事業対象者となります。
支給限度	サービスを利用できる支給限度は原則として要支援1と同じです。 1月につき5,032単位 ※ 国が定める要支援1の支給限度が改定等により変更された場合は、事業対象者の支給限度についても、同様に変更する可能性があります。
有効期限	原則として有効期限の定めはありません。
利用区分	各サービスにおける利用区分は次のとおりです。 ○ 訪問型サービス ○ 通所型サービス 〔 ・週に1回程度 ・週に2回程度 ・週に3回以上 〔 ・週に1回程度 ・週に2回程度

(4) サービス提供の考え方

総合事業の指定権者は平塚市であるため、総合事業に関する事業者への指定は平塚市の被保険者（他市町村に住民票がある住所地特例対象者は除く）及び平塚市に住民票のある住所地特例対象者のみに適用されます。平塚市以外のサービス利用を希望する対象者（他市町村の住民等）に対して総合事業によるサービスを提供する場合には、それぞれの市町村から指定を受ける必要があります。

2 指定

(1) 体系

介護給付、総合事業を新規に申請する場合や指定内容が変更になった際の変更届等については、それぞれの当指定権者に届出を提出することになります。

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者
介護給付	訪問介護	指定訪問介護事業所の指定	神奈川県
	通所介護	指定通所介護事業所の指定	神奈川県
	(地域密着型通所介護)	(指定地域密着型通所介護事業所の指定)	(平塚市)
総合事業	訪問・通所型サービス	第一号訪問・通所型サービス事業所の指定	平塚市

(2) 指定の有効期間

指定の有効期間は6年間とします。

(3) 基準

事業所の指定基準については、「地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知別紙）」及び「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知別紙）」に規定のとおりとします。

(4) 指定申請（新規・更新）

原則として、次の日程表の提出期限までに平塚市福祉部地域包括ケア推進課に必要書類の提出をお願いします。

【令和4年度申請期日の日程表】

指定日	提出期限	指定日	提出期限
令和4年4月1日	令和4年2月15日まで	令和4年11月1日	令和4年9月16日まで
令和4年5月1日	令和4年3月17日まで	令和4年12月1日	令和4年10月17日まで
令和4年6月1日	令和4年4月15日まで	令和5年1月1日	令和4年11月17日まで
令和4年7月1日	令和4年5月17日まで	令和5年2月1日	令和4年12月16日まで
令和4年8月1日	令和4年6月17日まで	令和5年3月1日	令和5年1月13日まで
令和4年9月1日	令和4年7月15日まで	令和5年4月1日	令和5年2月15日まで
令和4年10月1日	令和4年8月17日まで	令和5年5月1日	令和5年3月17日まで

(5) 提出書類

提出書類については平塚市ホームページ内の「指定（新規・更新）に関する申請」を御確認ください。

(6) 各種加算の届出

ア 処遇改善加算・特定処遇改善加算以外の加算

次の加算（減算）を算定しようとする場合は、事前に市への届出が必要です。市の指導等の結果として加算の体制が変更となる場合においても、改めて市に必要な書類を提出してください。各種加算の届出に必要な書類については、平塚市ホームページ内の「加算に関する届出」を御確認ください。

締切りは算定開始月の前月15日です。15日が土日祝日の場合は、その前の開庁日を締切りとします。（例：令和4年6月1日(水)から算定しようとする場合、令和4年5月13日(金)までに提出）

【従前の訪問介護相当サービス】

- 特別地域加算
- 中山間地域等における小規模事業所加算
- LIFEの登録

【従前の通所介護相当サービス】

- 職員の欠員による減算の状況
- 若年性認知症利用者受入加算
- 生活機能向上グループ活動加算
- 運動器機能向上体制
- 栄養アセスメント・栄養改善体制
- 口腔機能向上加算
- 選択的サービス複数実施加算
- サービス提供体制強化加算
- 生活機能向上連携加算
- 科学的介護推進体制加算
- LIFEの登録

イ 処遇改善加算・特定処遇改善加算

令和4年度の処遇改善加算・特定処遇改善加算の算定については、平塚市ホームページ内の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算に関する届出」を御確認ください。

(7) 定款、運営規程、契約書等

当該事業の提供に際しては、定款、運営規程、契約書等において各サービス提供者が規定している書面の該当箇所に当該事業に関する記載をしていること（当該事業を提供する旨の記載）が前提になります。次のとおり、記載例を挙げますが、それぞれの法人により所定の記載方法がございましたら、必ずしもこの記載例のとおり記載いただかなくても構いません。

【目的欄等の記載例：訪問型サービス】

「介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業」

※ 訪問型サービス全体を記載する場合の例

※ 第1号訪問事業に従前の訪問介護相当サービス・訪問型サービスA（指定型）が含まれます。

【目的欄等の記載例：通所型サービス】

「介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業」

※ 通所型サービス全体を記載する場合の例

※ 第1号通所事業に従前の訪問介護相当サービス・通所型サービスAが含まれます。

(8) 廃止・休止・再開の申請について

次の期限までに届出をする必要があります。

届出内容	必要書類	期限	備考
①廃止届	廃止・休止・再開届出書、 指定通知書（原本）	廃止の日の1か月前まで	
②休止届	廃止・休止・再開届出書	休止の日の1か月前まで	休止期間は最大で6か月
③再開届	廃止・休止・再開届出書、 勤務形態一覧表等、再開を確認 するために必要な書類	再開する日の前日まで	

4 単価・サービスコードについて

(1) 令和4年度のサービス単価等

総合事業におけるサービス提供指定事業者への報酬単価は国が定める単価をもとに決定しています。
令和4年度においては、次のとおり単位数サービスコード表（単価表）を取り扱います。

【サービスコードの取扱い】

サービス提供時期	従前の訪問介護相当	従前の通所介護相当
平成30年度までの提供	平成30年度までの単価表を使用	
平成31年4～9月 末までの提供	平成31年4月施行の単価表を使用 ※ 介護職員初任者研修課程を修了 したサービス提供責任者が任用要 件から廃止されたことにともない、 これに関する減算を廃止します。	平成30年度までの単価表を使用 ※ 平成30年10月施行の単価表か ら改正点はありません。（平成30年 度までの単価表と同じ内容です。）
令和元年10月以降 のサービス提供	令和元年10月施行の単価表を使用 ※ 国の定める単価改正の内容を本市の単価表に反映したものです。	
令和3年4月以降の サービス提供	令和3年4月施行の単価表を使用 ※ 国の定める単価改正の内容を本市の単価表に反映したものです。	
令和4年4月以降の サービス提供	令和4年4月施行の単価表を使用 ※ 国の定める単価改正の内容を本市の単価表に反映したものです。	

【サービスコードの種類】

サービス種類	コード種類
従前の訪問介護相当サービス、訪問型サービスA(指定型)	A 2
従前の通所介護相当サービス、通所型サービスA	A 6

(2) 単価

平成28年度より前については、月額包括報酬としておりましたが、平成29年度以降においては、「他の訪問型サービスとの併用」等の観点から、原則として、1回当たりの単価設定による報酬を用いています。1単位当たりの単価は次のとおりします。

サービス種類	地域区分単価（平塚市）
訪問型サービス	10,700円
通所型サービス	10,450円

(3) 単位数・単価請求の例示

原則として、サービス提供実績に基づき、1回当たりの単価により請求します。（例外的に日割り計算を行う場合については、「(6) 日割り請求に係る取扱い」を御参照ください。）利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されたよりも少ないサービス提供になること、又はその逆に利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による計画を定めることを検討する必要があります。

ア 従前の訪問介護相当サービス

【単位数】

区分	対象	算定単位
週に1回程度	事業対象者	268単位/回
	要支援1・2	1,176単位/月 1か月の提供回数が4回を超えた場合
週に2回程度	事業対象者	272単位/回
	要支援1・2	2,349単位/月 1か月の提供回数が8回を超えた場合
週2回を超える程度	事業対象者	287単位/回
	要支援2	3,727単位/月 1か月の提供回数が12回を超えた場合

【単価請求の例示】

(例1) 週に1回程度の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した。

→268単位×4回

(例2) 週に1回程度の利用者に対し、1か月に5回サービスを提供した。

→1,176単位

(例3) 週に2回程度の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した。

→272単位×8回

(例4) 週に2回程度の利用者に対し、1か月に9回サービスを提供した。

→2,349単位

(例5) 週に2回程度の利用者で、1か月に9回サービスを提供予定であったが、利用者の都合により1か月に3回の提供となった。

→「週に2回程度の利用者」として272単位×3回

イ 従前の通所介護相当サービス

区分	対象	算定単位
週に1回程度	事業対象者 要支援1	384単位/回 1,672単位/月 1か月の提供回数が4回を超えた場合
週に2回程度	事業対象者 要支援2	395単位/回 3,428単位/月 1か月の提供回数が8回を超えた場合

【単価請求の例示】

- (例1) 週に1回程度の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した。
→ 384単位×4回
- (例2) 週に1回程度の利用者に対し、1か月に5回サービスを提供した。
→ 1,672単位
- (例3) 週に2回程度の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した。
→ 395単位×8回
- (例4) 週に2回程度の利用者に対し、1か月に9回サービスを提供した。
→ 3,428単位
- (例5) 週に2回程度の利用者に対し、1か月に9回サービスを提供予定であったが、利用者の都合により3回の提供となった。
→ 「週に2回程度の利用者」として395単位×3回
- (例6) 事業対象者で、週に1回の提供を想定していたが、状態の悪化に伴い1か月に7回サービスを提供した。
→ 「週に1回程度の利用者」として、1,672単位を算定
- (例7) 事業対象者で、週に2回の提供を想定していたが、状態の改善に伴い1か月に4回サービスを提供した。
→ 「週に2回程度の利用者」として、395単位×4回を算定

【加算】

各加算については、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知別紙）に規定のとおりとします。

(5) 利用限度額

ア 要支援者

要支援者が総合事業を利用する場合には、従前において適用されている予防給付の利用限度額の範囲内において、給付と総合事業を一体的に利用することができます。（一体的に給付管理を行います。）

イ 事業対象者

基本チェックリストにより事業対象者と判断された方については、原則として予防給付の要支援1の利用限度額と同じとします。（1月につき5,032単位）

- ※ 国が定める要支援1の支給限度が改定等により変更された場合は、事業対象者の支給限度についても、同様に変更する可能性があります。

(6) 日割り請求に係る取扱い

訪問型サービス、通所型サービスともに1回当たりの単価にて請求が可能な場合は、日割り請求をしていただく必要はありません。1か月の提供回数が一定数を超え、月額単位数(法覚報酬)となる場合で、日割り請求対象事由に該当する際は、日割り請求を行います。日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間に応じた日数による日割りとします。(月額単位数×サービス算定対象期間の日数)

サービス算定対象期間は、月の途中に開始した場合は「起算日から月末までの期間」とし、月の途中に終了した場合は、「月初から起算日までの期間」とします。

※ 原則として、平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」のI介護報酬改定関係資料の資料9の示しのとおりとします。

【留意点】

- 加算(月額)に対する日割り計算は行いません。
- 1か月の中で1日もサービス提供実績がない場合、報酬は算定できません。
- 通所型サービスにおいて、1か月の提供回数が一定回数を超え、月額単位数となる場合に、途中で介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護を利用する場合は、当該利用日数を減じた日数による日割り計算を行います。

【月額包括報酬の日割り請求対象事由等】

	月途中の理由	起算日 ※2
開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要支援1⇔要支援2） ・区分変更（事業対象者→要支援） 	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）※1 ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 	契約日
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約開始 	契約日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居 ※1 	退居日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除 ※1 	契約解除日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所※1 	退所日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要支援1⇔要支援2） ・区分変更（事業対象者→要支援） 	変更日
終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）※1 ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 	契約解除日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居 ※1 	入居日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始 ※1 	サービス提供日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所※1 	入所日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要支援1⇔要支援2） ・区分変更（事業対象者→要支援） 	変更日

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除きます。月の途中で利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とします。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となります。

【月途中の日割り請求の例示】

（例1）従前の訪問介護相当サービス^{サービス}を週1回利用（利用区分：週1回程度）

- 10月15日に契約解除
- 10月1～15日までの間に2回サービスを利用していた
→1回あたり単価にて請求可能

（例2）従前の訪問介護相当サービス^{サービス}を週1回利用（利用区分：週1回程度）

- 10月25日に契約解除
- 10月1～25日までの間に5回サービスを利用していた
→1回あたり単価で請求が可能な回数は週1回程度の利用区分では月に4回まで
利用区分週1回程度の「日額」単位数にて請求

(7) 他のサービスとの併用の際の上限

ア 従前の訪問介護相当サービスと訪問型サービスA（指定型）の併用

訪問型サービスA（指定型）と併用する場合には、両サービスを合計した1週当たりのサービス提供頻度により、各区分を位置付けるものとします。また、訪問型サービスA（指定型）と併用する場合、両サービスの単位数（加算を除く）の合計に、次のとおり上限が設けられます。

【単位数の上限】

区分	対象	上限
週に1回程度	事業対象者、要支援1・2	1, 176単位/月
週に2回程度	事業対象者、要支援1・2	2, 349単位/月
週2回を超える程度	事業対象者、要支援2	3, 727単位/月

(例1) 週に1回程度の利用者に対し、従前の訪問介護相当サービスを1か月に2回、訪問型サービスAを1か月に2回提供した。

→ (268単位×2回) + (241単位×2回) = 1, 018単位 < 1, 176単位…算定可

(例2) 週に1回程度の利用者に対し、従前の訪問介護相当サービスを1か月に2回、訪問型サービスAを1か月に3回提供した。

→ (268単位×2回) + (241単位×3回) = 1, 259単位 > 1, 176単位…算定不可

※ 例2の場合、サービスの併用ができないため、従前の訪問介護相当サービスのみを5回提供する等（週に1回程度の従前の訪問介護相当サービスの包括報酬の単位は1, 176単位なので）包括報酬として算定可能な対応を行います。

イ 従前の通所介護相当サービスと通所型サービスAの併用

通所型サービスAと併用する場合には、両サービスを合計した1週当たりのサービス提供頻度により、各区分を位置付けるものとします。また、通所型サービスAと併用する場合、両サービスの単位数（加算を除く）の合計に、次のとおり上限が設けられます。

【単位数の上限】

区分	対象	上限
週に1回程度	事業対象者、要支援1	1, 672単位/月
週に2回程度	事業対象者、要支援2	3, 428単位/月

(例1) 週に1回程度の利用者に対し、従前の通所介護相当サービスを1か月に2回、通所型サービスAを1か月に2回提供した。

→ (384単位×2回) + (334単位×2回) = 1, 436単位 < 1, 672単位…算定可

(例2) 週に1回程度の利用者に対し、従前の通所介護相当サービスを1か月に2回、通所型サービスAを1か月に3回提供した。

→ (384単位×2回) + (334単位×3回) = 1, 770単位 > 1, 672単位…算定不可

※ 例2の場合、サービスの併用ができないため、従前の通所介護相当サービスのみを5回提供する等（週に1回程度の従前の通所介護相当サービスの包括報酬の単位は1, 672単位なので）包括報酬として算定可能な対応を行います。

ウ 同類型サービスにおける制限

他の類型のサービスを利用するに際して、複数の事業所からサービス提供を受けることは可能ですが、同類型サービスにおいて複数の事業所からサービス提供を受けることは想定していません。

(例1) 従前の訪問介護相当サービスをX事業所から提供を受け、訪問型サービスA(指定型)をY事業所から提供を受ける。→可

(例2) 従前の訪問介護相当サービスをX事業所とY事業所の複数の事業所から提供を受ける。
→想定されません。

(8) 利用者負担

原則として、介護給付の利用者負担割合と同じとします。ただし、介護保険料滞納による利用者負担金の引き上げはありません。

以 上

【問合せ先】

〒254-8686 平塚市浅間町9-1

平塚市 福祉部 地域包括ケア推進課 地域包括ケア担当

電話：0463-20-8217 (直通)